

獣医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

獣医師修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

獣医師修学資金貸付条例施行規則（平成3年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(貸付けの申請) <p>第2条 条例第3条の規定により獣医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、獣医師修学資金貸付申請書（<u>様式第1号</u>）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）履歴書（写真を<u>はったもの</u>） （2）健康診断書（<u>様式第2号</u>） （3）・（4） [略] (保証人) 第3条 [略] 2 保証人のうち1人は、県内に住所を有する者でなければならない。 (貸付けの決定) 第4条 知事は、第2条の獣医師修学資金貸付申請書を受理したときは、その内容の審査及び面接試問を行い、修学資金を貸し付けることに決定したときは獣医師修学資金貸付決定通知書により、修学資金を貸し付けないことに決定したときは獣医師修学資金貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。 2 [略] (誓約書) 第5条 前条第1項の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から20日以内に、誓約書（<u>様式第3号</u>）を知事に提出しなければならない。 (借用証書) 第6条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、修学資金の貸付けが完了したとき、又は条例第8条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたときは、既に貸付けを受けた修学資金の総額に対する獣医師修学資金借用証書（<u>様式第4号</u>）を知事に提出しなければならない。ただし、借受者が第13条の規定による償還債務の額の全部の免除の決定の通知を受けたときは、この限りでない。</p>	(貸付けの申請) <p>第2条 条例第3条の規定により獣医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けを申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>別に定める様式による</u>獣医師修学資金貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>（1）履歴書（写真を<u>貼ったもの</u>） （2）<u>別に定める様式による</u>健康診断書 （3）・（4） [略] (保証人) 第3条 [略]</p> <p>(貸付けの決定) 第4条 知事は、第2条の獣医師修学資金貸付申請書を受理したときは、その内容の審査及び面接試問を行い、修学資金を貸し付けることに決定したときは<u>別に定める様式による</u>獣医師修学資金貸付決定通知書により、修学資金を貸し付けないことに決定したときは<u>別に定める様式による</u>獣医師修学資金貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。 2 [略] (誓約書) 第5条 前条第1項の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、その通知を受けた日から20日以内に、<u>別に定める様式による</u>誓約書を知事に提出しなければならない。 (借用証書) 第6条 修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、修学資金の貸付けが完了したとき、又は条例第8条の規定により修学資金の貸付けを廃止されたときは、既に貸付けを受けた修学資金の総額に対する<u>別に定める様式による</u>獣医師修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。ただし、借受者が第13条の規定による償還債務の額の全部の免除の決定の通知を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>（一般修学資金の貸付金額の変更）</u></p>

	<p><u>第6条の2 借受者は、条例第5条第2項の一般修学資金の貸付金額の変更を受けようとするときは、別に定める様式による一般修学資金貸付金額変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の一般修学資金貸付金額変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更を承認したときは別に定める様式による一般修学資金貸付金額変更承認通知書により、変更を承認しないときは別に定める様式による一般修学資金貸付金額変更不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。</u></p>
(特例貸付け)	(特例貸付け)
<p>第8条 条例第7条第1項ただし書の規定によりあらかじめ2月分又は3月分の修学資金の貸付け（以下「特例貸付け」という。）を受けようとする者は、獣医師修学資金特例貸付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の獣医師修学資金特例貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、特例貸付けをすることに決定したときは獣医師修学資金特例貸付決定通知書により、特例貸付けをしないことに決定したときは獣医師修学資金特例貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>第8条 条例第7条第1項ただし書の規定によりあらかじめ2月分又は3月分の修学資金の貸付け（以下「特例貸付け」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による獣医師修学資金特例貸付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の獣医師修学資金特例貸付申請書を受理したときは、その内容を審査し、特例貸付けをすることに決定したときは別に定める様式による獣医師修学資金特例貸付決定通知書により、特例貸付けをしないことに決定したときは別に定める様式による獣医師修学資金特例貸付不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>
(償還日)	(償還日)
<p>第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定める日は、1回目の償還にあっては同項各号のいずれかに該当する事由が生じた日の属する月の翌月末日（以下「第1回償還日」という。）、2回目以後の償還にあっては毎年第1回償還日に応当する日とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第9条 条例第10条第1項に規定する規則で定める日は、1回目の償還にあっては同項各号のいずれかに該当する事由又は同条第2項に規定する事由が生じた日の属する月の翌月末日、2回目以後の償還にあっては毎年その日に応当する日とする。</p> <p>2 [略]</p>
(償還明細書)	(償還明細書)
<p>第10条 条例第10条第1項各号に掲げる事由が生じたことにより修学資金を償還しなければならない者（第13条の規定による償還債務の額の全部の免除の決定の通知を受けた者を除く。）は、当該事由の生じた日（第13条の規定による償還債務の履行の猶予の決定の通知を受けた者にあっては、当該猶予の事由の終了した日）から20日以内に、獣医師修学資金償還明細書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により獣医師修学資金償還明細書を提出した者が修学資金の償還方法を変更しようとするときは、別に定め</p>	<p>第10条 条例第10条第1項各号に掲げる事由又は同条第2項に規定する事由が生じたことにより修学資金を償還しなければならない者（第13条の規定による償還債務の額の全部の免除の決定の通知を受けた者を除く。）は、当該事由の生じた日（第13条の規定による償還債務の履行の猶予の決定の通知を受けた者にあっては、当該猶予の事由の終了した日）から20日以内に、別に定める様式による獣医師修学資金償還明細書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により獣医師修学資金償還明細書を提出した者が修学資金の償還方法を変更しようとするときは、別に定め</p>

学資金償還方法変更承認申請書（様式第7号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（従事期間の計算）

第11条 条例第11条第1項の規定による従事期間の計算については、月数によるものとする。この場合において、1月未満の端数を生じたときは、これを1月に切り上げて計算するものとする。

る様式による獣医師修学資金償還方法変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（従事期間の計算）

第11条 条例第11条第1項の規定による従事期間（以下「従事期間」という。）の計算については、月数によるものとする。この場合において、1月未満の端数を生じたときは、これを1月に切り上げて計算するものとする。

（償還の免除の額）

第11条の2 条例第11条第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる修学資金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）一般修学資金 次に掲げる従事期間の区分に応じ、次に定める額を合算した額

ア 条例第10条第1項第2号に規定する試験（以下「試験」という。）に合格した後直ちに県において獣医師の業務に従事した期間 当該期間を貸付期間の1.5倍に相当する期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額

イ アに掲げる期間以外の従事期間 当該従事期間（県等において獣医師の業務に従事した最初の日から貸付期間の1.5倍に相当する期間が経過する日までの間にあるものに限る。）を貸付期間の1.5倍に相当する期間で除して得た数値を、70,000円に貸付期間の月数を乗じて得た額に乗じて得た額（一般修学資金の貸付金額の総額が70,000円に貸付期間の月数を乗じて得た額に満たない場合にあっては、当該従事期間を貸付期間の1.5倍に相当する期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額）

（2）特別修学資金 試験に合格した後直ちに県等において獣医師の業務に従事した期間を貸付期間の1.5倍に相当する期間で除して得た数値を償還債務の額に乗じて得た額

（償還の免除の手続）

第12条 条例第11条第1項若しくは第3項の規定による償還債務の免除又は条例第12条の規定による償還債務の猶予を受けようとする者は、当該事由の生じた日から20日以内に、獣医師修学資金償還免除（償還猶予）申請書（様式第8号）に次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）条例第11条第1項第1号又は条例第12条第1号若しくは第2号に該当するとき。 在職証明書

（2）～（5） [略]

第12条 条例第11条第1項若しくは第3項の規定による償還債務の免除又は条例第12条の規定による償還債務の猶予を受けようとする者は、当該事由の生じた日から20日以内に、別に定める様式による獣医師修学資金償還免除（償還猶予）申請書に次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）条例第11条第1項第1号又は第12条第1号若しくは第2号に該当するとき。 在職証明書

（2）～（5） [略]

<p>(償還の免除等の決定等)</p> <p>第13条 知事は、前条の獣医師修学資金償還免除（償還猶予）申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還債務の免除又は償還債務の履行の猶予をすることに決定したときは獣医師修学資金償還免除（償還猶予）決定通知書により、償還債務の免除又は償還債務の履行の猶予をしないことに決定したときは獣医師修学資金償還免除（償還猶予）不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>	<p>(償還の免除等の決定等)</p> <p>第13条 知事は、前条の獣医師修学資金償還免除（償還猶予）申請書を受理したときは、その内容を審査し、償還債務の免除又は償還債務の履行の猶予をすることに決定したときは<u>別に定める様式による</u>獣医師修学資金償還免除（償還猶予）決定通知書により、償還債務の免除又は償還債務の履行の猶予をしないことに決定したときは<u>別に定める様式による</u>獣医師修学資金償還免除（償還猶予）不承認通知書により当該申請者に通知するものとする。</p>
<p>(学業成績証明書等)</p> <p>第14条 借受者は、修学資金の貸付けを受けた年の翌年から貸付けが完了するまでの間、毎年4月20日までに、前学年における学業成績証明書及び健康診断書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(学業成績証明書等)</p> <p>第14条 借受者は、修学資金の貸付けを受けた年の翌年から貸付けが完了するまでの間、毎年4月20日までに、前学年における学業成績証明書及び<u>別に定める様式による</u>健康診断書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(届出)</p> <p>第15条 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、獣医師修学資金貸付辞退届（<u>様式第9号</u>）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(届出)</p> <p>第15条 借受者は、修学資金の貸付けを辞退しようとするときは、<u>別に定める様式による</u>獣医師修学資金貸付辞退届を知事に提出しなければならない。</p>
<p>2・3 [略]</p> <p>4 保証人は、借受者が死亡したときは、直ちに、死亡届（<u>様式第10号</u>）に死亡診断書等又は借受者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。</p> <p>5 借受者は、保証人の死亡、破産手続開始の決定等により保証人を変更するときは、連帯保証人変更届（<u>様式第11号</u>）を知事に提出しなければならない。</p>	<p>2・3 [略]</p> <p>4 保証人は、借受者が死亡したときは、直ちに、<u>別に定める様式による</u>死亡届に死亡診断書等又は借受者の戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、知事に届け出なければならない。</p> <p>5 借受者は、保証人の死亡、破産手続開始の決定等により保証人を変更するときは、<u>別に定める様式による</u>連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。</p>
<p>(貸付台帳等)</p> <p>第16条 知事は、修学資金の貸付けを行ったときは、獣医師修学資金貸付台帳及び獣医師修学資金貸付整理簿を備え付け、資金の管理をするものとする。</p>	<p>(貸付台帳等)</p> <p>第16条 知事は、修学資金の貸付けを行ったときは、<u>別に定める様式による</u>獣医師修学資金貸付台帳及び獣医師修学資金貸付整理簿を備え付け、資金の管理をするものとする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第11号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の獣医師修学資金貸付条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条、第6条の2、第9条、第10条及び第11条の2の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付けの決定を受ける者について適用し、施行日前に貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則に規定する別に定める様式は、施行日以後に提出し、又は交付する申請書等又は通知書について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申請書等又は通知書については、なお従前の例による。